

奥多摩町における野生動物(日本鹿等)の食用肉化の安全確保	
西多摩保健医療圏 西多摩保健所	
実施年度	開始 平成17年度 終了 平成18年度
背景	平成15年、兵庫県で野生ニホンジカ（以下「シカ」という。）肉の生食を原因とするE型肝炎ウイルス（以下「HEV」という。）による食中毒が発生し、この事件の調査により、HEV感染が人獣共通感染症であることが世界で初めて証明された。また、その他の野生動物の喫食を原因としたHEVによる死亡例も報告されている。 一方、奥多摩町では、増加した野生日本鹿による食害が深刻化しており、年間数百頭を駆除しており、駆除したシカ肉を町おこしの一環として食用肉化する事業を進めている。
目標	シカ等の肉を食することによるHEV感染や食中毒などの健康被害を防止するため、シカのHEV等保有実態を調査するとともに、解体・食肉処理施設に関する適切な衛生指導等を実施し、作業従事者と消費者の安全を確保する。
事業内容	17年度は、解体・処理施設の建設及び解体・処理マニュアル作成につき指導するとともに、駆除されるシカにおけるHEV等の保有実態調査を実施した結果、奥多摩町の自然環境下においてHEVが存在し、シカ肉を生や加熱不足で喫食した場合、HEVに感染する可能性のあることが示唆された。 18年度は、解体・処理施設の本稼働前後における従事者等の健康調査を実施するとともに、処理された食肉の安全確認を行った。その結果、アンケート調査から、シカ肉の取扱い施設の拡大が見られたが、健康調査（血液検査を含む）の結果から、新たな感染者は確認されなかった。また、処理されたシカ肉の衛生検査及び販売実態調査からは、処理施設において（全国のと畜場と比較して）トップレベルの衛生が確保されていること、捕獲個体番号の管理により、食中毒あるいは感染症発生等の事故があった場合のトレーサビリティも適切に確保されていることが確認された。
評価	当該事業は当圏域に特徴的なものであり、都内で初めて野生動物を食用肉化しようとする奥多摩町の事業について、先駆的に安全確保を図ろうとするものである。 今回の調査は、野生動物からのHEV感染症が人獣共通感染症であり、近年、感染事例が相次いでいること、HEVの検査法が確立しつつあり、健康安全研究センターでも検査が可能になったこと等の条件も整備され、安全確保を図るための極めてタイムリーな調査となった。 また、所をあげて取り組むことにより、従事者の健康調査（血液検査を含む）を含んだ総合的な公衆衛生上の調査が可能になった。このような調査は、今後の保健所に求められる総合的な疫学調査のあり方を示唆するものと考ええる。 さらに、本年度の従事者の健康調査は、シカ肉を調理する上での注意事項を講習会等で周知した上で実施しており、シカ肉自体の衛生検査結果とともに、野生動物を食用肉化する上での安全確認を行うことができたものと考ええる。 2年間に及ぶ本調査は、奥多摩町からの全面的な協力を得て実施したものであり、市町村と保健所が連携して実施する事業の良い先行事例となった。 本調査の結果は、昨年1月に行われた東京都福祉保健医療学会において優秀賞を得るとともに、本年3月には福祉保健局長表彰という高い評価を受けている。
問い合わせ先	西多摩保健所 生活環境安全課 食品衛生第一係、第二係 電話 0428-22-6141 ファクシミリ 0428-23-3987 E-mail S0200159@section.metro.tokyo.jp

奥多摩町における野生動物(日本鹿等)の食用肉化の安全確保

西多摩保健所

1 はじめに

平成 15 年、兵庫県で野生ニホンジカ（以下「シカ」という。）肉の生食を原因とする食中毒が発生した。当事例の調査により、E 型肝炎ウイルス（以下「HEV」という。）感染が人獣共通感染症であることが世界で初めて証明された。これら野生動物の食用肉化に関しては、とちく場法の適用を受けないことから、HEV 感染症等、健康被害の可能性が高まっており、積極的に関与して感染の未然防止に努めることが求められている。

一方、近年、全国的にシカの分布域の拡大と生息数の増加により、食害による農林業被害などの深刻な事態が見られている。管内の奥多摩町においても、同様な状況であり、年間数百頭のシカを駆除し、町おこしの一環として、駆除したシカを食用肉化し、一部を加工品として平成 18 年 5 月から販売を開始している。

当保健所では、平成 16 年、17 年に奥多摩町が駆除したシカ 120 頭について、HEV 等の保有状況を調査した結果、HEV 遺伝子・食中毒起因菌は検出されなかったが、17 頭(14.2%)から HEV 抗体が検出された。このことから、奥多摩町の自然環境下に HEV が存在し、HEV に感染する可能性のあることが示唆された。また、シカ 73 頭の耳部を調査した結果、66 頭(90%)にマダニが寄生していた。マダニが保有する病原菌の検索をしたところ、6 頭(9%)にボレリア又はリケッチアを検出した。ボレリアは回帰熱群を示す 2 種、2 検体を検出し、そのうちの 1 種は国内で初の検出であった。

そこで、18 年度も引きつづき、シカからの HEV 感染を含む感染症や食中毒等の健康被害発生を防止し、都民の食の安全を確保するため、食用肉化にあたっての衛生指導、シカ肉の安全確認及び従事者等の健康調査など所をあげて取り組んだ。

2 実施内容

(1) 衛生指導

シカはとちく場法の適用を受ける獣畜ではないが、その解体・処理及び食用肉化については、とちく場と同等レベルの衛生管理を行う必要があるため、以下の事項について町・事業者に対し指導を行った。

ア 実施期間：平成 16、17、18 年度

イ 指導内容

- ① 解体処理施設について設計段階から、とちく場法に準じた指導を行った。
- ② とちく場で解体・処理等の研修を行い、テスト稼動時から継続的にとちく場法に準じた衛生的な解体処理方法を指導し、解体処理マニュアルの作成について検討、協議を重ねた。
- ③ 製品までの衛生的な加工処理、保存方法、適正な表示について指導を行った。
- ④ 自主的な枝肉※の拭き取り検査、部分肉の細菌検査、保存試験等を定期的に実施するよう指導した。

※枝肉：と畜・解体し、内臓・頭等を取り去った、骨付きの肉。

(2) シカ肉の安全確認

解体処理マニュアルの作業手順等を科学的に検証することも考慮し、はく皮、水洗後の枝肉の肛門周囲と胸部等について、食肉衛生検査所で実施している方法に準じて拭き取り検査を実施した。

ア 実施期間：平成 18 年 3 月、7 月及び 19 年 2 月

イ 対象品目、検査項目

- ① 枝 肉：拭き取り検査（細菌数・大腸菌群数）
- ② 部分肉及び肝臓：HEV 検査 PCR 法（HEV 遺伝子）、ELISA 法（HEV 抗体）
食中毒起因菌（サルモネラ、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌 O157）

ウ 検査機関：健康安全研究センター微生物部

(3) 従事者等の健康調査

シカの解体・処理や調理に携わる従事者は、取扱い不良があれば、シカ肉に由来する HEV 等に感染するおそれがある。そこで、適正な取扱いについて指導するとともに、取扱い開始に伴う健康状態の変化を把握するため、旅館等調理従事者及び解体処理作業従事者計 37 名に対し、シカ等の取扱いの有無等についてアンケート調査を行い、対象者中協力の得られた 29 名に対し、採血検査（HEV 抗体検査）を含めた健康調査を実施した。

ア 実施期間：施設稼動前（平成 18 年 3 月）及び施設稼動後（平成 19 年 1 月）

イ 対象者

- ① 解体・処理作業者 2 名
- ② 旅館等の調理従事者 27 名（18 年 3 月） 22 名（19 年 1 月）

ウ 調査方法

- ① 問診：健康状態、シカ肉の摂取有無等
- ② 血液検査：HEV 遺伝子及び抗体検査

エ 検査機関：健康安全研究センター微生物部

(4) 履歴管理調査

牛肉のトレーサビリティと同様に個体識別番号により個体管理を行い、遡り調査が可能となるよう、検査用サンプル（肝臓の一部の凍結試料）の保管を指導した。また、事故等が起こった場合は、販売先から個体が特定できるよう販売先記録の保管も指導した。

ア 実施期間：平成 18 年 5 月から 19 年 2 月まで

イ 実施内容：個体識別番号の管理、保存検体（肝臓）の管理及び販売先実績を記録簿等で確認。

3 実施結果

(1) 衛生指導

ア 施設整備のポイント

- ① 適当なこうばいと排水溝を有する不浸透性材料の床及び 1.2m 以上の内壁
- ② 解体・処理工程に見合う区画がされた処理室
- ③ 摂氏 83℃以上の温湯消毒装置

④ 外皮取扱設備及び廃棄物保管設備の設置

イ 解体処理マニュアル整備のポイント

- ① 個体のブラシ・高圧洗浄機等による十分な洗浄の実施
- ② 外皮等により汚染されたナイフ等はその都度、83℃以上の温湯消毒を実施
- ③ 食道結さつ及び直腸結さつの実施
- ④ 獣毛、消化管内容物、外皮等で汚染された部位の完全な除去(トリミング)の実施

(2) シカ肉の安全確認

ア 拭き取り検査結果

施設稼動前に1回、稼動後に2回計3回実施したが、稼動後の検査結果は細菌数・大腸菌群数とも良好で、全国のとちく場の検査結果と比較しても上位の衛生レベルが達成されていることを確認した。

イ 部分肉及び肝臓の検査結果

上記と同時に実施したが、HEV ウイルス遺伝子及び抗体(肝臓)、食中毒菌は検出されなかった。

ウ 講習会等の実施

上記検査結果をもとに、調理従事者のほか、広く町民によびかけ、再度シカ肉の生食の危険性等について、衛生講習会を実施する予定である。また、奥多摩町が19年1月に設置した「シカ肉安全検討・検証連絡会」に参画し、町・事業者等との情報の共有を図り、シカ肉の安全確保に努めていく。

(3) 従事者等の健康調査

ア アンケート調査結果(第1回)

野生動物の解体処理経験者が2.6%、シカ肉の調理経験者が20.5%、これからシカ肉を調理する予定のある者41.0%、今後シカ肉を扱うとした者がほぼ3分の2を占めた。

また、野生動物の喫食経験については、経験ありが35.9%でその全員がシカ肉を喫食していた。生食経験者は2.6%、加熱品の喫食者は30.8%という結果になった。

イ 第1回健康調査結果(施設稼動前18年3~4月)

HEV 抗体検査について、29名中2名が抗体陽性者であった。抗体陽性者はPCR法により遺伝子検査を実施したが、陰性であった。

ウ 第2回健康調査結果(施設稼動後19年1月)

HEV 抗体検査について、24名中2名が抗体陽性者であった。陽性者は第1回と同一の2名であり、新たな陽性者を確認することはなかった。第1回と同様に抗体陽性者はPCR法により遺伝子検査を実施したが、陰性であった。

(4) 履歴管理調査

定期的な監視の際に、個体識別番号の管理については、「ニホンジカ搬入個体調査票」により、検査用サンプルの保存検体は「肝臓保管リスト」により、販売先実績は「販売先リスト」により適正に記録、管理されていることを確認した。

4 考察及びまとめ

(1) シカ肉の食用肉化事業

シカの HEV 等保有状況を調査した例として、これだけの規模で実施した例は全国的にもほとんど見られず、従前より高い HEV 抗体陽性率や回帰熱群を示すボレリアの国内での初検出などの調査結果を得ることができた。また、全国的にみても、シカの食用肉化事業としては、とちく場法に準じた衛生管理により、シカ肉の安全確保を図った先駆的な事業である。

(2) 保健所機能強化の参考となる事業

従事者等の健康調査における感染症対策係、処理施設の排水の調査指導及びマダニの調査における環境衛生係との連携など、所全体で対応したところであり、今後の保健所機能強化の参考となる事業である。

(3) 市町村との共同事業

事業の実施にあたっては、当初より奥多摩町の全面的な協力が得られ、施設の建設、シカの HEV 等保有状況調査、従事者等の健康調査、講習会の実施、シカ肉安全検討・検証連絡会の設置等すべてにおいて、円滑な事業進行が可能であった。今後、保健所が市町村と連携して先駆的な事業を実施するための先行事例となった。

(4) 今後の事業展開

シカの解体処理施設の稼働後、現在までシカ肉に関わる食中毒や感染症の発生は確認されていない。上記のような事業を展開することにより、一定の成果を得たと考える。今後も、定期的に監視を継続し、連絡会議や講習会を通じて情報提供を行い、都民の食の安全を確保していきたい。

表 1 シカ枝肉拭き取り検査結果 (cfu/100cm²)

	項目	第 1 回 (18. 3. 28)	第 2 回 (18. 7. 5)	第 3 回 (19. 2. 14)
細菌数	左肛門周囲	1.8×10^4	< 10	< 10
	右肛門周囲		1.0×10^1	5.3×10^2
	左胸部	8.0×10^5	8.1×10^3	< 10
	右胸部		1.7×10^6	2.0×10^1
	背部		2.1×10^2	1.0×10^1
大腸菌群	左肛門周囲	5	< 10	< 10
	右肛門周囲		< 10	< 10
	左胸部	5.0×10^2	< 10	< 10
	右胸部		8.5×10^1	< 10
	背部		< 10	< 10

表 2 従事者等の健康調査結果

分類	HEV 抗体(IgG)検査 (ELISA 法) (第 1 回 : 18 年 3 ~ 4 月)	HEV 抗体(IgG)検査 (ELISA 法) (第 2 回 : 19 年 1 月)
旅館・民宿の調理者	1/18	1 /15
一般飲食店の調理者	1 /9	1 /7
解体処理場の作業員	0/2	0/2
合計	2/29	2/24

感染症予防対策のシステム作り ～感染症予防プロモーターの育成をととして～	
西多摩保健医療圏 西多摩保健所	
実施年度	開始 平成17年度 終了 平成18年度
背景	感染症対策においては、発生予防とまん延防止に重点をおいた事前対応型の体制の構築が重要であり、地域保健医療推進プランに基づき活動が展開されている。 管内においては、①平成14年度から、感染症施設調査を開始し、高齢者、知的障害者、及び保育施設を実施。②旧秋川保健所では、出前講座の形で、希望のあった施設に対して、職員を対象に感染症予防の健康教育を実施。③平成15年に感染性胃腸炎の大規模な施設内発生があり、また、その他の施設からの、感染性胃腸炎・結核・疥癬等相談の増加。④平成16年度は、食品衛生と連携した、健康教育への取組を実施。こうしたことから各施設では、マニュアル作成、施設内研修などの対策が感染症の発生・拡大防止に重要であることが理解されつつある。今後、より実践的な体制づくりを、施設全体の取組として、自主的な管理として行うことが、課題となってきた。
目標	感染症発生時に重篤となりがちな子どもに視点をあて、施設の職員が、感染症の発生予防と発生時まん延防止対策がとれるための学習機会を提供することで、各施設が継続的・自主的に、感染症対策をとるためのシステムの構築をする。この取組を通じて、施設における健康危機管理体制の充実を図る。
事業内容	平成18年度実施事業 ◇自主管理検討会の開催 平成17年度の研修に参加した保育施設職員と保健所職員で、①平成14年度に作成した感染症予防マニュアルの改訂、②感染症情報提供体制の検討を行った。 ◇感染症予防マニュアルの改訂 平成14年度に作成した感染症予防マニュアルを、各保育施設の感染症予防対策の自主管理支援となる内容に改訂し、保健所管内の保育施設・市町村等に配布した。 ◇保育主管課調査 保健所管内8市町村の保育施設主管課に対し、訪問又は電話により情報提供体制等についての聞き取り調査を行い、保健所の情報提供について検討した。 ◇保育施設調査 保健所管内の事業所保育施設・ベビーホテル等の訪問調査を行った。 ◇研修 改訂した感染症予防マニュアルの周知・配布とともに、平成18年度冬に感染性胃腸炎が流行したことから、発生時の対応にポイントを絞った内容の研修を開催した。
評価	・感染症予防マニュアルの改訂では、施設調査・研修・日々の相談業務から把握した課題をもとに、自主管理検討会のメンバーの意見を参考に、より保育施設の状況にあった内容にすることができた。 ・情報提供体制の検討では、自主管理検討会を立ち上げ検討するとともに、保育主管課調査を行うことにより、各市町村と各保育施設の情報連絡体制の把握ができた。また、保育主管課の担当者と直接連絡を行ったことは、保健所の感染症機能についてPRする場にもなった。 ・今後は、保育施設に対する自主管理支援の継続・情報連絡体制の整備、保育以外の分野（高齢者・障害者など）に感染症予防対策支援を拡充することなどが必要となってくる。
問い合わせ先	西多摩保健所 保健対策課 感染症対策係 電話 0428-22-6141 ファクシミリ 0428-23-3987 E-mail S0200160@section.metro.tokyo.jp

事業の背景・目標

背景

- ・ 感染症対策において、発生予防とまん延防止に重点をおいた事前対応型の体制の構築が重要
- ・ 感染症施設調査や健康教育の実施・発生時の対応から、発生予防体制の重要性の認識度が増加し、相談数が増加
- ・ 実践的な予防体制づくりを、施設全体の取組として自主的に取り組む必要性

それには

施設が自主管理していくための推進役（プロモーター）が必要

目標

感染症発生時に重篤となりがちな子どもに視点をあて、施設の職員が、感染症の発生予防と発生時まん延防止対策がとれるための学習機会を提供することで、各施設が継続的に、自主的に、感染症対策をとるための、システムの構築をする。

- 1 保育施設の情報把握
- 2 感染症予防プロモーター育成
- 3 保育施設の自主管理支援の検討
- 4 情報提供体制の検討

平成17年度事業

◇施設情報の把握 ＜保育施設調査の実施＞

- ◇目 的：各保育施設の感染症対策の実態を把握する
感染症予防及びまん延防止対策についての知識を普及する
- ◇対 象：西多摩保健所管内の公立・私立保育園、認証保育園など 99箇所
- ◇時 期：平成16年10月～平成17年1月、平成17年6月～平成17年11月
- ◇方 法：事前に調査票を配布した上で、保健所職員の訪問による聞き取り調査
- ◇調査数：調査票の回答 99箇所（100%）
訪問調査 96箇所（96.9%）

◇施設の感染症予防プロモーターの育成＜研修の実施＞

- ◇目 的：保育施設の感染症対策を充実するため、プロモーターを育成する
- ◇対 象：西多摩保健所管内の保育施設職員
- ◇開催時期・参加者・内容

時期	参加者	内容及び方法
平成17年 8月	66名	【講義】感染症ってどういうこと？～基本的知識の習得～ 【各園の取組紹介】①手ふきの工夫、②感染症予防マニュアル作成取組、③保護者への健康だよりをそれぞれ紹介 【情報交換】各保育施設の取組をグループで発表
平成17年 11月	77名	【実習】おう吐物の処理について 「手洗い歌、足洗歌」を管内の施設より発表 【講義】おう吐・下痢がみられる感染症とその予防対策
平成18年 3月	72名	【事例検討】こどもに多い感染症の発生時の対応について 【講義】日常的な感染症への対応について

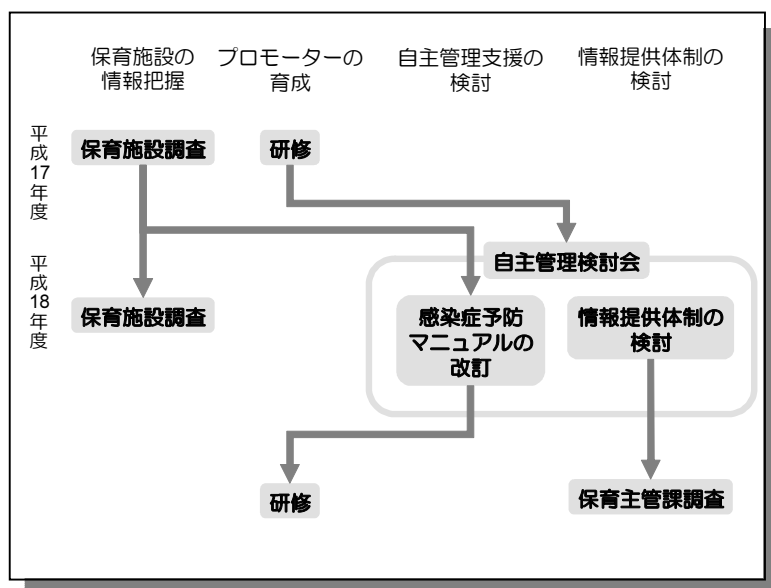
◇平成17年度のまとめと18年度に向けて

調査結果より、標準予防策・マニュアル作成は各施設に普及しはじめていることがわかった。今後充実するためには、設備や職種・人員数等により違いがあるため各施設で工夫が必要となってくる。また、職員・保護者の協力を得ること、関係機関と連携をとることなども必要であり、施設内で感染症予防対策を進めていくプロモーターの果たす役割はますます大きくなってきている。その支援の一つとして、情報提供や情報交換の機会の提供も有効である。

研修では、参加者が感染症予防対策の必要性を実感できること、施設職員に伝達する方法として活用できること、施設で取り入れる方法を検討する視点や考え方を身につけることを意図した。その結果、参加者は各施設においてプロモーターとしての役割を果たしたと考える。

平成18年度事業

平成18年度は下記の事業体系で行った。



◇自主管理検討会の開催

①平成14年度に作成した感染症予防マニュアルの改訂と、②感染症情報提供体制の検討を行うため、自主管理検討会を開催した。

◇メンバー：平成17年度に開催した研修に参加した保育施設職員から選定した5名
保健所職員

◇開催回数：3回（平成18年7月、9月、12月）

◇結果：感染症予防マニュアルの改訂にあたり、保育施設職員にわかりやすい表現や、より必要としている情報を盛り込むなど、メンバーの意見を参考に改訂作業を進めることができた。

情報提供体制については、管内は8市町村あるため自治体によって情報提供体制が大きく違うことがわかった。

◇感染症予防マニュアルの改訂

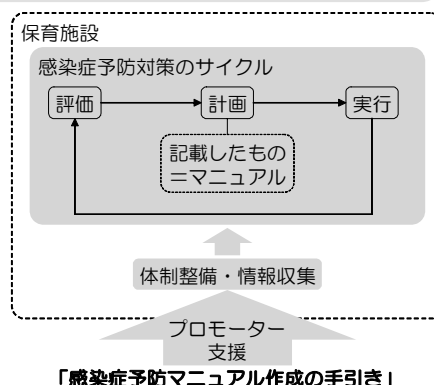
昨年度実施した事業のまとめから、保育施設内で感染症予防対策を進めていくプロモーターの果たす役割はますます大きくなると考えられる。プロモーターが負担となることとして、下記のことが挙げられたため、その点を支援する内容に改訂した。

- ①感染症の基本的な知識がない（自信がない）
- ②感染症対策を進めるための体制をつくらなければならない
例）職員の問題意識・合意形成、どういう体制ですか、位置づけ
- ③見直し手順
例）何から手をつけていいのかわからない
見直しの視点がない、他施設などの情報がない

◇改訂目的：各保育施設が感染症予防対策を行っていくため、その施設のプロモーターを支援していく。

◇タイトル：感染症予防マニュアル作成の手引き

◇内容：改訂したマニュアルは約60ページで、4章からなる内容とした。また、感染症の情報は変わっていくため、更新しやすいようにバインダー式とした。



保育施設における 感染症予防マニュアル 作成の手引き



東京都西多摩保健所

第Ⅰ章 基礎知識

- ・前回、保育施設向け感染症予防マニュアルを作成してから4年が経過したため、内容を更新した
- ・「子どもに多くみられる感染症」を追加した

第Ⅱ章 感染症予防マニュアルを見直そう

- ・各保育施設で「感染症予防マニュアル」＝「感染症予防を視野に入れた保育の手順書」をどうつくるか、どのように継続していくかの一例を挙げた
- ・各保育場面でどのような点に気をつけて手順を決めればよいのか、整理したポイントを挙げた

第Ⅲ章 活動例

- ・「感染症予防を視野に入れた保育の手順」をどのように決めたのか、どのように運用しているのか、実際に行った保育施設の例を挙げた

第Ⅳ章 参考資料

- ・感染症に関する法律・通知・文献などを更新した

◇配布等：管内の保育施設、各市町村保育主管課・母子主管課など150箇所に配布
残り150部は予備として保管
また、「感染症予防マニュアル作成の手引き」のPDFファイルは、西多摩保健所のホームページ (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/nisitama/index.html>) に掲載している。

◇保育主管課調査

情報提供体制については、自主管理検討会で検討をしたが、より具体的に把握するため、保育主管課調査を実施することとした。

- ◇目標：①各市町村の保育施設主管課から各保育施設への情報提供、保育施設間の情報共有・検討の状況について把握する
②各保育施設主管課で抱えている感染症に関する課題を把握する
③保健所の感染症対策機能をPRする
- ◇対象：西多摩保健所管内8市町村の保育施設主管課
- ◇時期：平成18年10月から11月
- ◇方法：訪問又は電話による聞き取り調査
- ◇内容及び結果：

- ①連絡会の開催状況：参加施設、対象職種、開催頻度、内容など
園長会は5自治体で開催されていたが、看護師会は1自治体のみ、保育士会が行われている自治体はなかった。また、開催頻度も年1回から月1回までみられた。
- ②平常時・緊急時の連絡体制：対象、通信手段
7自治体が情報の緊急度・資料の量に応じて、電話・ファックス・郵送等で保育施設への連絡体制があることが確認できた。対象となる保育施設は自治体によって多少違いがあるが、事業所の保育施設が含まれている自治体は確認できなかった。
- ③感染症に関する研修会の有無
保育施設向けに研修を実施している自治体は2箇所あったが、保育に関する内容が多く、感染症に関するものは行われていなかった。
- ④感染症発生時の対応など
4自治体で、過去に保育施設で感染症発生時の報告を受けた経験があった。その際、健康主管課との相談や、保健所へ相談するよう促すなど対応していた。自治体内の他保育施設へ情報提供を行った経験のある自治体は1箇所だった。

◇保育施設調査

平成18年度は、福祉施設等感染症対策支援事業において保育施設が対象となり、保健所が把握していなかった事業所の保育施設などを把握することができた。そのため、平成17年度までの保育施設調査で対象とならなかった保育施設の調査を行った。

◇目的：各保育施設の感染症対策の実態を把握する

感染症予防及びまん延防止対策についての知識を普及する

◇対象：西多摩保健所管内の事業所の保育施設、新しく開設した保育施設など 22箇所

◇時期：平成18年12月～平成19年2月

◇方法：事前に調査票を配布した上で、保健所職員の訪問による聞き取り調査

◇調査数：調査票の回答 22箇所（100 %）

訪問調査 21箇所（95.4%）

◇まとめ：昨年度までの保育施設調査で対象とならなかった施設の調査を行い、状況を把握することができた。

訪問した保育施設の特徴として、次のことが挙げられる。

①利用者（子ども）及び職員が少人数の施設が多い

②もともと保育施設向けではない場所が保育場所として使われていることがあり、感染症予防をすすめる上で設備の制約が大きい

③医療機関・福祉施設等の保育施設の場合、事業所で流行している感染症が保護者から持ち込まれることがある

④市町村の保育主管課からの情報提供・連絡会の対象となっていないことがある

◇研修

改訂した「感染症予防マニュアル作成の手引き」の周知・配布を兼ねた研修を開催した。

平成18年冬に感染性胃腸炎が流行したことから、発生時の対応についても内容に取り入れた。また、情報交換の機会の提供も併せて行うことで、参加者の理解が深まるよう考慮した。

◇目的：保育施設の感染症対策を充実するため、プロモーターを育成する

◇開催時期：平成19年3月27日（火曜日）午後2時から4時まで

◇内容：①講義— i 感染症対策のポイント

ii 保育施設における感染症予防マニュアルの作成について

②情報交換

◇参加者：保健所管内の保育施設職員 50名

◇まとめ：感染症対策のポイントは基本的な内容であるが、保育施設職員は研修の機会が少ないので、定期的に情報提供・確認する機会として有効であったと考える。

マニュアル作成については、すでに作成している施設がほとんどであったが、「使いづらい」「実際の保育と異なる」という意見が聞かれた。一方で「定期的に見直しをしている」「独自のチェックリストを作成・活用している」施設もあり、施設が二極化してきている。

研修後のアンケート（回収率76%）では「施設で感染症予防対策をすすめる上で、難しいと感じていることはありますか」の問いに55%の人が「ある」と回答している。今後はプロモーターに対する直接支援だけでなく、活動しやすい環境づくりについても検討が必要である。

平成18年度のまとめと今後の課題

自主管理支援では、検討体制として、平成17年度に開催した研修に参加した保育施設職員から選定した5名と保健所職員からなる、自主管理検討会を立ち上げた。施設調査・研修・日々の相談業務で把握した課題をもとに、自主管理検討会のメンバーの意見を取り入れ、感染症予防マニュアルの改訂を行い、より保育施設の状況にあった内容にすることができた。

情報提供体制の検討では、自主管理検討会で検討した後、保育主管課調査を行い、各市町村と各保育施設の情報連絡体制の状況及び課題が把握できた。また、保育主管課の担当者と直接連絡を行ったことは、保健所の感染症対策機能についてPRする場にもなった。今年度は、課題は明らかにしたが情報提供体制の整備までは至らなかった。

今後は、保育施設に対する自主管理支援の継続、情報連絡体制の整備、保育以外の分野（高齢者・障害者など）に感染症予防対策支援を拡充することなどが必要となってくる。